

公民館からのお知らせ

公民館小ホール特例的利用制度について

小ホールの利用は、公民館登録団体は5ヶ月前からの抽選申込みとなっていますが、次のような利用については、6ヶ月前から申請することができます。

- ◇公民館登録団体が日頃の活動の成果を発表する事業(発表会)
- ◇利用可能団体数 1ヶ月1団体
- ◇利用可能区分数 午前から夜間のうち3区分以内
- ◇利用回数 1団体年1回
- ◇申請日 利用希望日の6ヶ月前の月の1日から7日まで(休館日を除く)の午前9時から午後5時の間

☆同月開催の公民館運営審議会で決定します。詳しくは、公民館までお問い合わせください。



連休中の開館について

4月	27	(土)	○
	28	(日)	○
	29	(月・祝)	○
	30	(火・祝)	×
5月	1	(水・祝)	○
	2	(木・祝)	○
	3	(金・祝)	○
	4	(土・祝)	○
	5	(日・祝)	○
	6	(月・振休)	○
	7	(火)	×
	8	(水)	○

○:開館(午前9時～午後10時) ×:休館
連休中は火曜日以外開館しています。

公民館利用申請受付開始日(抽選日)等のご案内

公民館

公民館登録団体の申込み

施設区分	利用月	受付期間	抽選日	確定期間	調整会議	随時申込み
小ホール	2019年 9月分	4/1～10	4/11	4/11～20	4/27	予約システムでの申込み、変更、取消しは、利用日の7日前まで。その後は窓口で。
	2019年 10月分	5/1～10	5/11	5/11～20	5/25	
小ホール以外	2019年 7月分	4/1～10	4/11	4/11～20	4/27	
	2019年 8月分	5/1～10	5/11	5/11～20	5/25	

※公民館未登録団体の申込みについては、公民館までお問い合わせください。

抽選申込みの注意

- 公民館登録団体は公共施設予約システムで抽選申し込みができます。
- ★当選した団体は上の確定期間内にシステムで確定をしてください。
(確定しないと予約が無効になりますのでご注意ください)。
- ★落選した団体は、随時申込みが始まる前に、「調整会議」で再度空いている会議室等の申し込みができます。4月、5月の調整会議は公民館第1会議室で午前10時から行います。
- ※登録団体以外の団体の予約方法についてはお問い合わせください。

公民館利用区分	
午前	午前9時～正午
午後1	午後1時～4時
午後2	午後4時～7時
夜間	午後7時～10時

展示室・陶芸窯・暗室・保育室の施設予約は、公民館登録団体が使用する場合、利用月の3ヶ月前の調整会議で申込みができます。調整会議後は公民館の窓口で利用日の2ヶ月前の月の初日から申込みができます。なお、保育室と暗室は会議室等が予約されている場合に限りません(単独での使用はできません)。